令和７年度（２０２５年度）

熊本県観光産業復興による雇用創出事業業務委託実施要領

１　本業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大、物価高騰等の影響により、観光関連業界の経営環境はかつてない厳しい事態に直面している。さらに、深刻な人手不足状態が続いており、事業の継続が懸念されている。これらの課題を解決するためには、観光関連事業者の経営力を強化し、経営改善を図ることが必要。このため、経営者に対して、観光経営塾やコンサルティング等を実施するとともに、観光関連事業に従事する労働者や求職者に対しては、キャリアアップ支援や雇用の安定を促進する合同就職面談会及び業界の魅力を発信するセミナーを同時開催することで、地域雇用の創出と構造的課題の解決を目指す。

２　本業務の概要

（１）委託方法

　　　公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

（２）本業務の内容

　　　別紙「令和７年度（２０２５年度）熊本県観光産業復興による雇用創出事業業務委託仕様書」のとおり。

（３）履行期間

　　　契約締結日～令和８年（２０２６年）３月１３日（金）

（４）委託金額の上限

１２，６３０千円

うち　６，９３０千円：観光経営塾・コンサルティング等経費

５，７００千円：合同就職面談会・魅力発信セミナー等経費

　　　※契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、必ずしも提示される金額が契約額と一致しないので留意すること。

３　事業スケジュール（予定）

　令和７年（２０２５年）４月１５日（火）　公募開始

　令和７年（２０２５年）４月２３日（水）　参加表明書等提出期限（正午必着）

　令和７年（２０２５年）５月　１日（木）　企画提案書等提出期限（正午必着）

　令和７年（２０２５年）５月　７日（水）　審査会

　令和７年（２０２５年）５月中旬予定　　　受託者決定

　令和７年（２０２５年）５月中旬予定　　　契約締結

４　担当部局

　　〒８６２－８５７０　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目１８－１

　熊本県観光文化部　観光振興課　観光創生班

　　電話０９６－３３３－２３３２（直通） ／ ＦＡＸ０９６－３８５－７０７７

　E-mail kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp

５　受託者の要件

　　次に掲げる要件を満たす事業所、又は複数の事業所による連合体（コンソーシア

ム）とする。

（１）熊本県内に本店・支店又は営業所等を有する事業所であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。

（４）参加表明書の受付を開始する日以降、随意契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。

（５）宗教活動や政治活動を目的としないこと。

（６）会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

　　　また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

（７）熊本県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（８）複数のコンソーシアムの構成員となっての参加や、コンソーシアムの構成員と単独での重複参加をしていないこと。

６　受託者の選定

（１）選定方法

　　　公募型プロポーザル方式とする。

　　　応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

（２）契約の方法

　　　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約とし、熊本県会計規則第９５条第１項第１号の規程により単独見積りとする。

　　　本契約は、公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積りとする。

７　応募手続き

（１）参加表明書等の提出

　　　プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下、「参加表明書等」と総称する。）を提出すること。

　　①提出書類

　　　ア　参加表明書（別紙様式１）

　　　イ　添付書類

　　　（ア）企画提案参加者の同種業務の実績（別紙様式２）

　　　（イ）会社概要及び業務実施体制調書（別紙様式３）

　　　②問い合わせ先及び提出先

　　　「４　担当部局」に同じ

　　　③提出部数

　　　１部

　　　④提出期限

　　　令和７年（２０２５年）４月２３日（水）正午（必着）

　　　※電子メールで送信すること。また、送信後は、必ず受信を電話で確認すること｡

　　　⑤参加資格の決定及び通知

　　　参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものと

し、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書　　面により通知する。

　なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

（２）本業務に対する質問及び回答

　　①質問方法

　　　質問は、質問書（別紙様式４）により電子メールで送信すること。

　　　質問の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信する。その際、質問者名は公表しないものとする。

　　②質問受付

　　　「４　担当部局」に同じ

　　③質問受付期間

　　　公募開始日から令和７年（２０２５年）４月２１日（月）正午までとする。

（３）企画提案書等の提出

　　　プロポーザルの参加希望者（参加資格があると認めた者に限る）は、企画提案

書その他の必要書類（以下、「企画提案書等」と総称する。）を提出すること。

①提出書類

　ア　企画提案書（別紙様式５）

　イ　参考見積書・経費内訳書＜様式任意＞

　※提出する書類の規格はＡ４版片面とし、企画提案書は、ＰＲしたいポイント

　や記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、２０ページ以内

（別紙様式４は除く）にまとめること。

ウ　事業者の取組に関する申出書（別紙様式６）※必要な書類を添付すること

②提出先

　　 「４　担当部局」に同じ

　　③提出部数

　　　ア及びイ　正本１部とその写し５部（計６部）

　　　※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

ウ　１部

　　④提出期限

　　　令和７年（２０２５年）５月１日（木）正午（必着）

　　　※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

　　⑤企画提案内容

　　　ア　全体スケジュール

　　　イ　実施体制

　　　ウ　実施内容

　　　エ　類似業務の実績

　※提案業務の一部について、再委託による実施を予定している場合は、実施体

制に再委託先（予定でも可）を明記するとともに、再委託する業務を明確にす

ること。

８　審査の実施

（１）書類審査の実施

　　　企画提案書等提出者が６者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（５者上限）を決定する。

（２）プレゼンテーションの実施

　　①開催日程

　　　ア　日時

　　　　　令和７年（２０２５年）５月７日（水）

　　　　　※時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

　　　イ　場所

　　　　　防災センター　３０８会議室

　　　ウ　プレゼンテーションの持ち時間

　　　　　提案を行う者１者につき３０分（最初の１５分で提案者による提案準備・

説明、その後残り１５分で審査員による質疑）を予定。

　　　　 プレゼンテーションでのプロジェクター・パソコン等の電子機器の使用は

不可とする。

　　②審査方法

　　　ア　企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。

なお、「事業者の取組」に係る評価の基準日は、告示日（令和７年（２０２５年）４月１５日（火）とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 審　査　の　視　点 | 配点（各人） |
| 企画内容 | 実施計画は本業務の趣旨に沿って立てられているか | 60点 |
| スケジュールは適切か |
| 観光経営塾は構造的課題の解決を期待できるものであるか |
| コンサルティングは経営改善を期待できるものであるか |
| 観光業関連産業のイメージ向上に繋がる取組みは、求職者増や合同就職面談会参加増を期待できるものであるか |
| 採用担当者のスキルアップに繋がる取組みとなっているか |
| 面談会及びセミナーの実施、相談会への出展は人材確保を期待できるものであるか |
| 業務遂行能力 | 業務を円滑に実施するための体制は十分なものとなっているか | 27点 |
| 過去に類似業務を受託した実績があるか |
| 経済性 | 企画内容に対して妥当な見積書となっているか | 9点 |
| 事業者の取組み（公告日現在） | ①熊本県ブライト企業の認定を受けているか | 4点（各1点） |
| ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか |
| ③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか |
| ⑤熊本県ＳＤＧｓ登録制度に登録しているか |

　　　イ　審査結果の通知

　　受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

　　また、プレゼンテーションに参加した受託候補者以外の者に対しては、非選定決定通知を書面にて行う。

９　契約

　受託候補者と、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限

金額の範囲内で契約を締結する。

　なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

　また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者とし

て評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

10　契約保証金

　受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第７７条の規定により契約金額の１０

０分の１０以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第７８

条各号に該当する場合は、この限りではない。

11　その他留意事項

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）提出書類等に関する事項

　　①提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。

　　②参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出に係る費用は参加者の負担とする。

　　③提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。

　　④提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。

　　⑤参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

　　⑥参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式７）を提出すること。

（３）県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「５　受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

（４）参加者１者の場合は、基準点を下回らなければ、その１者を合格とする。